



「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」 の公表及びパブリックコメントについて

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）について、別添のとおり案を作成したので公表するとともに、下記のとおり意見を募集する。

1 基本方針案の概要

①被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、支援を着実に推進し、被災者が安心して生活できるようにする。

②支援対象地域に関する事項

支援対象地域は、福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く）とする。これに加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定する。

③被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

法に基づき、医療の確保、子どもの就学等の援助・学習等の支援、家庭・学校等における食の安全及び安心の確保、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援、住宅の確保、就業の支援、放射線による健康への影響調査・医療の提供等の各種施策を推進するとともに、施策に関する詳細をとりまとめて別途公表することとする。

2 意見募集の概要

実施期間：平成25年8月30日（金）～9月13日（金）

意見提出先：復興庁法制班（子ども被災者支援法担当）

備考：詳細については、別途、電子政府の総合窓口（e-gov）及び復興庁ホームページに掲載予定。

以上

本件連絡先：

復興庁法制班（子ども被災者支援法担当）

TEL：03-5545-7230（代表）

e-Mail：g.fukko@cas.go.jp